

第7 屋外貯蔵所

1 保安距離

第2節 第1「製造所」1 保安距離によること。

2 保有空地

第2節 第1「製造所」2 保有空地によること。

3 標識及び掲示板

第2節 第1「製造所」4 標識及び掲示板によること。

4 設置場所

- (1) 「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装、土砂、碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。◆

また、地盤面をコンクリート等で舗装したものにあつては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設けるよう指導すること。◆

- (2) 「流出防止及び油分離装置」については、「製造所」の例によること。

- (3) 「油分離槽」については、第2節 第1「製造所」8(5) 油分離槽の例によること。

5 区画

さく等は、支柱、さく等とし構造は、次によること。◆

- (1) 床面からの高さを1m以上とすること。
- (2) 堅固な不燃材料で造ること。
- (3) おおむね0.3mの間隔で不燃材料により造った鎖、鉄線等の横棧を設けること。
- (4) 出入口、その他固定されたさくを設けることにより取扱作業に著しい障害になる部分については、取り外し可能なものとするができる。

6 架台の基準

- (1) 架台の高さは、地盤面から架台の最上段までの高さとし、危険物を収納する容器は、架台の最上段を越えて貯蔵しないこと。◆

- (2) 「屋外貯蔵所の架台の構造及び設備の基準」については、「屋内貯蔵所」の例によること。

(H8. 10. 15 消防令第125号通知)

- (3) 「風荷重」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。◆

7 硫黄のみを貯蔵する場合の基準

- (1) 本項の基準は、塊状の硫黄等（第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものをいう。以下同じ。）を容器に収納しないで、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであり、貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物は、塊状の硫黄等に限られるものであること。（H1. 3. 1 消防令第14号、消防特第34号通知）

- (2) 原則として本項に規定する「囲い」は、政令第16条第1項第3号の「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（S54. 7. 30 消防令第80号通知）

8 引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）、第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場合の基準

- (1) 規則第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温が 30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。

- (2) 規則第 24 条の 13 第 2 号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、4 連式とすること。◆

9 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合

(1) 基本事項

第 2 節 第 1 「屋内貯蔵所」 17(1) の例によること。

(2) 位置、構造及び設備の基準

危険物（政令第 2 条第 1 項第 7 号に定める危険物に限る。）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、政令第 16 条（第 1 項第 4 号及び第 2 項を除く。）、第 20 条及び第 21 条の規定の例によること。ただし、政令第 16 条第 1 項第 3 号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができるものであること。

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5m 以上

イ 前ア以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3m 以上
指定数量の宿数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10m 以上

- ウ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じア若しくは前イの規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ政令第 16 条第 1 項第 4 号若しくは規則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分するよう指導する。

- (3) 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、政令第 24 条、第 25 条及び第 26 条第 1 項（第 1 号、第 1 号の 2、第 6 号の 2、第 11 号及び第 11 号の 3 に限る。）の規定の例によるほか、次によるものであること。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

- ア タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。
- イ タンクコンテナの積み重ねは 2 段までとし、かつ、床面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6m 未満とすること。
- なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。
- ウ タンクコンテナにあつては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととし、マンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。
- エ タンクコンテナ及び安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起らないようにすること。

オ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵室において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に 1m 以上の間隔を保つこと。

なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、床面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

(4) トレーラーを補助脚により固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態で貯蔵することができる。

10 危険物をドライコンテナに収納して貯蔵する場合

(1) 第 3 節 第 1 「屋内貯蔵所」 18 の例によること。

(2) 告示第 68 条の 2 の 2 に規定する鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器として
いるため、(1)によらず屋外貯蔵所へ貯蔵することができる。(R4. 12. 13 消防危第 283 号通知)